

輸入差止申立書

整理 No

-

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

※ 申立人 【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印
(署名)
(連絡先)
担当者

電話（FAX）番号

関税定率法第21条の2第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 輸入差止申立てに係る権利の内容【公表】

※ 権利の種類	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)
※ 権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
※ 権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載)	
※ 原権利者 (著作権者及び 著作隣接権者)	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)

2. 輸入差止申立てを行う侵害物品の品名等【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号(9桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び真偽の識別ポイント【公表の可否:□可、□否】

※ ☆

4. ライセンス料の基礎となる資料(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【非公表】

※

5. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

6. その他参考となるべき事項

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(氏名及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項 ☆

外国における権利設定状況 【公表】	
外国の権利者との関係 【公表の可否:□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴(輸入価格を 含む。) 【公表の可否:□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【公表の可否:□可、□否】	
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ラ イセンサー、製造工場のリ スト等) 【非公表】	

(3) その他の参考事項 ☆【公表の可否 : □可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a. 輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b. 真正商品の製造価格（輸入品にあってはF O B 価格）
- c. その他

7. 添付資料等☆

区分	部数
※ <input type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) ※ <input type="checkbox"/> 上記謄本等の写し 【公表】	1 部
※ <input type="checkbox"/> 侵害物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否 : □可、□否】	部
<input type="checkbox"/> 輸入差止申立てに係る侵害物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害物品に関する鑑定書 【非公表】	部
<input type="checkbox"/> その他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否 : □可、□否】	部

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい（記載事項が多い場合は別紙）。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として公表されます。
 - (2) 【非公表】項目
公表されません。
 - (3) 【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. ☆印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

輸入差止申立書（T - 1870）

「整理No.」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。

「税関長」欄は、輸入差止申立てを行う税関名を で囲む。

「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。

「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所()にレチェックを付す。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所()にレチェックを付す。

「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明の場合には、省略する。）。

「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 50 年を経過するまでなので、存続期間が不明な場合には省略する。著作隣接権も同様とする。

「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。

「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。

「輸入差止申立てを行う侵害物品の品名」欄には、侵害物品の品名を記載させる。

「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。

「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年内の期間を記載する。

「真偽の識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。

「侵害物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格を含む。）外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。